

元 株式会社NTT データ副社長 重木昭信氏 に聞く 国民共通番号制度の課題（前編）

重木昭信（しげき あきのぶ）
（株）JBIS ホールディングス 代表取締役社長
（聞き手：普及誌編集委員）

各界の識者の方にインタビューをお願いしております経営情報学会のフォーラム誌インタビューシリーズですが、今回は、株式会社JBISホールディングス代表取締役社長（元 株式会社NTT データ副社長）の重木昭信氏に、国民共通番号（マイナンバー）制度についてお伺いしました。インタビューの内容を、前編・中編・後編の3回に分けてお届けします。

目次

1. 「自分が自分である」ことの証明手段の整備が緊急課題
2. 個人情報をめぐる日本的課題
3. 共通番号化の前提となる課題
（以下、中編）
 4. 共通番号化を支える技術
 5. セキュリティと利便性のバランス点をどう考えるか
 6. 社会システムとしての整備が必要
（以下、後編）
 7. 医療情報の今後
 8. ICカードの有用性
 9. 共通番号導入に向けての合意形成

聞き手：本日は、お忙しいところお時間をいただき、ありがとうございます。政府によるマイナンバーの推進が決定されたことにより、大失敗と言われる住基カードの導入で一時下火になっていました国民への付番の議論が再び盛んに行われています。国民への共通番号の付与の是非は置いておくとし、共通番号の話題になると、必ずセキュリティとプライバシーの問題に帰着します。最後は、どうしても個人情報保護法の話にいきつきます。共通番号は、心理的な抵抗感も含めた個人情報保護をめぐる

問題が永久に超えられない壁となり、頓挫してしまうのか、はたまた、効率的な社会基盤になりうるのか、技術面や制度面のお話も含めて、お伺いできればと思います。よろしくお願いします。



1. 「自分が自分である」ことの証明手段の整備が緊急課題

重木：現在の日本の状況をお話する前に、この話が抱えている根本的な問題を復習してみたいと思います。

私がどうしてこの問題を考えるようになったかという、（株）NTT データ時代に社会保険システムにかかわっており、5年ほど前に社会保険年金の記録管理に問題が生じたときに、なぜこのようなことが生じるかを解明する必要があると感じたからです。いろいろと過去の経緯を調べてみると、随分と昔に紙記録のデータをコンピュータ化したときに、技術レベルが現在のような段階に達していなかったため、うまく移行されなかった部分がありました。しかし、より根源的な問題は、長期間にわたる個人データを管理するには、個人の識別方法があまりにも貧弱だということだとわかりました。技術レベルが低かったというのは、漢字処理の問題です。

たとえば、昔のコンピュータは漢字処理機能が備

わっていなかったのに、漢字を独自に工夫した数字の組み合わせで登録したり、漢字はあらかじめカナだけで入力したりなど、色々な苦労がありました。名前をカナで入力すると同姓同名がたくさん出てきてしまって、個人の特定ができないという問題が生じます。他にも、結婚して苗字が変わったのに、届出がなされていないので管理ができないなど、誰の年金記録かわからないという状況が起きてしまいました。また、ある時期からは紙ではなくコンピュータ上の記録が原本となりましたが、昔の紙記録時代のデータと、それをコンピュータ上に再入力したデータの等価性の確認もあいまいになっていると思いました。こうした届出に頼るような仕組みでは、紙記録の処理でも間違いを防ぎきれず、まして同じことをコンピュータで処理しても、正確性が増すわけではないと考えざるをえません。ではどうすれば良いのか、ということをお自分なりに考えていくなかで、国民番号付与の議論もあり、勉強するようになったというのが経緯です。

聞き手：確かに、コンピュータの進歩は目覚ましいですが、逆に、昔のコンピュータができたことが、いかに少なかったかをつい忘れがちですね。

重木：こうした事態が生じた根本的な原因は、現代のように科学技術が発達して、人の移動やコミュニケーションが活発な時代になったにもかかわらず、「自分が自分自身である」ということを識別したり、証明したりする手段の整備が社会的に遅れていることです。このことが社会全体の非効率に結びついているのではないかと考えています。

昔は、人の移動といっても交通機関が何もなかったもので、大部分の人は自分の生まれた地域社会の中で暮らしており、全員が顔見知りだったわけです。日本でも明治になるまでは、苗字もほとんどなくて、名だけで済んでいたわけです。ところが、人の移動が増えると、名だけでは個人を特定できなくなって、苗字も使うようになりました。こうしたことは、日本だけではなく、外国でも同じです。有名な人の名前をいくと、レオナルド・ダ・ヴィンチですが、ダ・ヴィンチは苗字ではありません。daはfromの意味ですから、「ヴィンチ村から来たレオナルド」という名前です。日本で名前の識別に使っているのは姓+名ですが、同姓同名がいますし、生年月日や性別などを加えても、まだ、完全には個人

特定できません。そこで、完全に個人を特定するために、現住所も使うことになりました。現住所を使う方式は、ダ・ヴィンチ方式と同じかということとちょっと違ってきます。レオナルドの出生地は一生変わりませんから、フランスに行ってもフィレンツェに行っても「ヴィンチ村から来たレオナルド」で通じたわけですが、現住所方式の場合には、「新宿の〇〇さん」が引っ越せば、一瞬にして「渋谷の〇〇さん」に変わるように、わけのわからないことになってしまいます。人の移動性が高い時代に、現住所の確認を伴う本人特定という方法では、時代に合わなくなってきたわけです。

そして、最近では人の移動性に加えてインターネットでの取引が非常に増えてきていますが、ネットでの通信相手を確認したくても、電話網と違ってインターネットの場合には、接続されている相手が誰であるかを保証する仕組みが全くないわけです。ですから、通信相手を相対で確認しなければいけないのですが、相手が誰であるかをどのような手段で確認したらよいのか、相手に対して自分が自分であることをどう証明すればよいのか、という方法論が確立していません。第三者を仲介して証明する方法などが提唱はされていますが、自分の通信相手が本当に実在する人物なのか、詐欺ではないのか、ということを確認するのは簡単ではありません。標的型メールを避けるために、発信人の名前をよく確認するようにとも言われますが、こうしたことでは完全には防御できません。

聞き手：「自分が自分である」ことの証明は、一見、簡単そうですが、実は、個人認証における、根源的で非常に難しい課題なのですね。

2. 個人情報をめぐる日本的課題

聞き手：日本に詐欺がないのかと言えば、振り込め詐欺に顕著なように、日本でも詐欺事件は決して少なくありません。それにもかかわらず、エスクローサービス¹⁾は普及せず、その一方で、セキュリティの向上に寄与する個人番号に対する抵抗感は強い。このプライバシーに対する過敏さとセキュリティに対する鈍感さをどう理解すればよいのでしょうか。

重木：一つには、個人情報保護法が施行されて以

来、プライバシー意識が非常に高まったという背景があると思います。それ自体は悪いことではありませんが、個人情報保護法は、住民基本台帳ネットワークの導入時に、それに対応する形で大急ぎで作ったという経緯があるため、現在の状況に十分対応できているかという点、実状に合わない点も散見され、そろそろ見直したほうが良いのではないかと思います。この法律は、OECDのプライバシー保護の8原則を参照して作られたのですが、二つくらい実態に合いにくいと思う問題点があります。

一つは、「情報の窃盗」という概念が弱いことです。現在の法律は、個人情報を5,000件以上集めて管理している企業や事業体は、それをきちんと管理しなくてはならないということで、それが漏洩した場合には法律違反になり、是正勧告を受けて、社会的制裁も受けるわけですが、盗んだほうには窃盗罪が適用されません。それはちょっと非対称なんじゃないかなと思います。なぜ情報の窃盗が処罰されないかという点、情報の財産性をうまく算出することができず、財産的価値が定められないので、窃盗罪が成立しにくいということがありました。ところが、個人情報保護法の制定以降は、個人情報の漏えいが発生すると、1件当たり500円だとか300円だとかいう計算で、見舞金のような慰謝料を払っている実態がありますから、何らかの形で情報の財産性が生じていると考えられます。そうであるならば、窃盗罪の適用を考えたいほうが良いと思います。

聞き手：法律が、現実を、的確に反映できていないということですね。そもそも、法律というのは、現実には、迅速には対応できないものではありません。

重木：もう一つの問題として、個人情報の範囲に関して、OECDの定義を日本に持って来るときの翻訳が少なかったのではないかと個人的には考えています。

OECDなどの定義では、「個人識別された、または識別できる可能性のあるものに関連づけられた情報」という言い方です。日本の個人情報保護法の定義だと、言葉が省略されて「個人識別できる情報」となっています。「個人識別できる情報」というその言葉のとおり解釈すると、名前や住所などもみんな個人識別できるので、識別された情報ではな

く、識別のための情報も全部、個人情報保護法の対象に入ってしまうわけで、これはとても不便です。

日本では、基本4情報と言われている、名前・生年月日・性別・現住所、この四つが揃わないと完全な個人識別ができないというふうに一般的には言われています。この四つのうち、特に現住所については、ストーカーなどに知られたくないというのがあって、識別のためとはいえこれを出すのは嫌だという人もいます。そういうことからして、識別のための情報も保護の対象に入れるというのは、気持ちとしてはわかるのですが、これでは大変不便です。識別のための情報というのは、相手に開示しないと相手も困るわけです。そう考えると、公表してもよい識別情報を作ったほうがはるかに便利なわけです。それは番号でも、ニックネームでもよいのですが、各個人に付与すること、その実在性を誰かが保証する必要がある、そのための社会的仕組みを作ることが必要です。今議論が行われている国民番号や共通番号では、その識別のための番号を相手に教えてもよいのか教えてはいけないのか、というあたりが、どうもはっきりしていません。アメリカの社会保障番号は、あまり勝手に使ってはいけないということになっているみたいですが、番号そのものを隠す必要はなく、実質的には広く使われています。それに対して日本の住基カードには、番号が印刷されていない。また、カードのユニークな発行番号が券面に出ているわけでもないので、非常に管理がしにくい。今回検討されているマイナンバーについても個人情報扱いで、必要がないのに求めてはいけない、という書き方のようです。

もう一つ、現在はあまり問題にされていませんが、個人情報の国境越えの問題も今後は重要です。EUの指令のような個人情報の無制限の国外への流出を制限するような枠組みを作らないと、国内法規の及ばない地域での情報流出に対応できなくなってしまいます。これも個人情報保護法のなかで考えていくべき問題だと思います。

聞き手：日本では、個人情報の定義や扱いをめぐる課題があり、これが、セキュリティと利便性のどちらを優先するかという議論をより複雑にしているわけですね。基本的な問題は、日本人が、利便性とセキュリティは、相反するということを理解していないということにあるようですね。

3. 共通番号化の前提となる課題

聞き手：次に、国民共通番号（マイナンバー）化について伺いたいのですが、現在の議論は、税と社会保障の一体改革との兼ね合いで、給付と税額控除を対応させるという方向で話が進んでいます。税額控除を認めるかどうかを判定するためには所得を把握する必要があるわけですが、突き詰めると、社会保障給付を貰う人の所得は、共通番号をつけてもわかりません。そして、税額控除の対象とは想定されにくい会社員の所得は、共通番号がなくても、もともとわかっているわけです。ですから、共通番号は意味がないという意見もあります。

重木：私は長年プロジェクトマネジャーをやってきたので、何かプロジェクトを遂行するには、プロジェクトの目的をきちんと確認して、目的以外の要素は場合によっては捨ててもよいということが進まない、二兎追うものは一兎をも得ず、というような結果を招きかねないと考えます。共通番号を導入することの目的は何なのか。一部の人は、税金徴収のための所得の捕捉に意義を見出しているかもしれないし、ほかの人は違う目的を考えているかもしれない。何のためのものかというのを、きちんと規定しないと、制度設計がぶれて、今おっしゃったように、本来目指した目的を達成できず、どれも中途半端なものになりかねないですね。

聞き手：目的が明確でないというのは、おっしゃるとおりですね。この点の重要性は、OECDのプライバシー保護の8原則にも明記されていますね。財務省も内閣府も、そういったことをきちんと議論・整理して、国民に示し、進めるべきですね。日本社会が得意とする「裏と表（本音と建前）」の議論が、裏目に出ているということかと思います。

重木：昨年（2011年）12月16日に政府が「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案）」²⁾を出しましたが、あれを読むと、マイナンバーの利用範囲がかなり限定されていて、納税者番号にかなり近づいた印象となっています。ただ、国民が必要としているのは、自分を識別してもらうための仕組みであって、マイナンバーが、税に関しては使えるけれど、他の目的には使えないのであれば、何のた

めにこんなものを入れるのか、と国民は思うかもしれません。何のために入れるのかという原点に立ち戻って、仕組みだけではなくきちんと目的を説明しないと、国民は理解できないかもしれません。もう一つ重要なのは、個人を識別することと、自分のプライバシーを守るということは、別問題であることです。番号を人に教えないからプライバシーが守られるという仕組みではなくて、番号は識別のための番号なのだから、広く教えても別の仕組みにより自分のプライバシーが侵される心配がない、という仕組みにしないとダメですね。

聞き手：おっしゃるとおりですね。

（次号に続く）

注

- 1) 取引の安全性を保証する仲介サービスのこと。エスクローサービス事業者は売り手と買い手の間に入り、買い手から購入代金を預かり、売り手による商品配達の完了を確認したうえで、購入代金を売り手に送金する。
- 2) http://www.soumu.go.jp/main_content/000141661.pdf

略歴

重木 昭信（しげき あきのぶ）

1973年に日本電信電話公社に入社。通信機器と端末装置の開発や通信プロトコルの検討に従事。1985年のNTT発足以降は、コンピュータ・システムの開発を担当。1988年からは大規模オンラインシステムのプロジェクト・マネージャーとして、3,000人を超える開発プロジェクトを率いた。大規模システムの開発管理手法として、時間分割と空間分割の管理手法の組み合わせを提唱して実践。2007年にNTTデータ代表取締役副社長、2009年同社顧問。2012年(株)JBISホールディングス代表取締役社長。プロジェクト・マネジメント学会会員で、2011年に学会賞を受賞。

2008年から日本経済団体連合会 情報通信委員会 高度情報通信人材育成部会長として、ICT人材育成や大学教育改革にも取り組んでいる。